

熊本市国際交流会館 施設使用料お手続きのご案内

I. 仮予約から本予約の手続きについて（使用施設のお支払い ＊使用許可制です。）

お電話やFAX、または熊本市文化施設予約システムから施設の仮予約をされた方は、**概ね1週間以内に使用予定の施設の使用料の全額のお支払い**をしてください（前払い）。

官公庁など前払いが困難な団体の場合（当館施行規則第20条第1、第2項）は、所定の手続き（納付延期願い）をご提出願います。これらの手続きを持って当館使用許可書が発行されます。

また、お電話でお申込みをされた方は、書面による確認のため「熊本市国際交流会館使用許可“仮”申請書（通称、仮申請書）」を、FAXまたはご郵送願います。

なお、仮予約の状態を長期間保持することはできません。お支払い手続きに応じない場合や、連絡がつかない、返信がない場合は、他の利用者のために仮予約を解放（キャンセル扱い）させていただきますので、予めご注意願います。

II. お支払い方法について

本申請（お手続き）には下記の通りの種類と方法がございます。

種類	方法
銀行振込	【金融機関】肥後銀行 【店名】熊本市役所支店（店番 149） 【口座番号】普通 1367175 【口座名義】一般財団法人 熊本市国際交流振興事業団 理事長 小野 友道 ・振込手数料はお客様でご負担願います ・申請者名義以外でお振込される場合は、必ず当館へご連絡ください。 （申請者が特定出来なくなり、処理が遅れる場合がございます。）
窓口支払	現金で、熊本市国際交流会館1Fカウンターの受付でお支払いください。
現金書留	申請した内容が分かるもの（仮申請書等）を同封の上、送金してください。 <宛先> 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18 熊本市国際交流会館 会館チーム受付係 TEL (096) 359-2020 FAX (096) 359-5783

※お手続き（お振込等）確認後に、使用許可書、並びに領収書を発行いたします。その際、振込日と領収書日付が異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

III. 使用を中止、変更その他事項について（一部抜粋）

- ◆使用許可を受けた後（施設使用料支払い後）に使用の中止（キャンセル）を行う場合は、既納使用料の半額の還付（払い戻し）になります。納付延期届を提出された官公庁などの団体は、半額の使用料（キャンセル料扱い）をお支払いいただくことになります。
- ◆使用中止、または使用日の変更の申請期限は、ホールは使用日の30日前まで、会議室は使用日の前日までに各申請書のご提出が必要です。それぞれの期日を過ぎた場合は還付（払い戻し）や、使用日の変更は出来ませんのでご注意ください。
- ◆「使用許可書」は使用当日にお持ちください（当館スタッフが申請者の確認を行うため。）
- ◆入場料その他これに類するものを徴収する場合、また商業活動その他これに類する目的で使用される場合は使用料の10割に相当する額をお支払いいただくことになります。
- ◆利用された日に、附属設備（マイクや照明器具等）を使用された場合は料金が掛ります。特にホールの附属設備は高額になる場合がございますのでご注意ください。
- ◆公の秩序を乱したり、会館の使用許可に違反したり、設置目的に反するなど、管理上に支障がある行為と判断した場合、使用を取り消す場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◆その他、熊本市国際交流会館条例、施行規則を遵守願います。

以上、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記の連絡先までお尋ねください。

【お問合わせ・連絡先】

熊本市国際交流会館指定管理者

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団 会館チーム

TEL：096-359-2020 FAX：096-359-5783

〒860-0806 熊本市中央区花畑町4番18号（熊本市国際交流会館）